

総務省市場化テスト事業選定についてのこれまでの経緯  
(対象事業:京都迎賓館庭園保全管理業務)

(1) 公共サービス改革小委員会(施設・研修等分科会)(平成 30 年 3 月 5 日)

◇京都迎賓館における庭園管理業務の概要説明等

(主な質疑応答)

◇京都市都市緑化協会に所属する庭園施工4業者の業務分担や予算配分について

⇒ 基本的な庭の方向性についての庭園会議の方針に基づき、協会で具体的な管理について采配。

◇施工4業者の上に置くのが京都市都市緑化協会でなければいけない理由について

⇒ 佐野藤右衛門棟梁の下に4業者が同等の立場で協力する体制を作るのが現時点では協会が唯一。今後については第三者機関で議論。

◇庭園のあり方、意思決定過程について

⇒ 庭園会議で庭の方向性を議論し、新たな第三者機関で入札の在り方などを含め多角的に議論。最終的には内閣府の判断

【京都迎賓館の対応】

◇「京都迎賓館の保全等における伝統的技術活用検討会議」の設置(平成 30 年 11 月)

※平成 30 年 12 月 6 日:第1回検討会議、令和 2 年 12 月 3 日:第2回検討会議

◇平成 31 年度庭園管理業務仕様書の見直し

・発注者からの改善要求、監理的立場・作業者の統括、緊急対応等管理体制、中長期的管理経験を求める旨の明記

◇「庭園会議」の第三者的な位置付けの明確化、事務局を京都迎賓館に移管(R3.4.7)

◇令和 3 年度庭園管理業務仕様書に新規項目の追加

・「京都迎賓館と4業者との意見交換」及び「検討会議と緑化協会の意見交換」実施の明記

(2) 公共サービス改革小委員会でのヒアリング実施(令和 3 年 3 月 19 日)

◇前回ヒアリング(H30.3.5)での指摘事項を踏まえた対応、庭園管理業務内容をあらかじめ仕様書等に詳細に明記することは困難、市場化テストのスキームになじまない旨の説明

◇作庭者の意図を踏まえた今後の庭園保全管理のあり方、作業者の技術の継承及び育成について、継続して議論

(3) 官民競争入札等監理委員会(第 264 回)(令和 3 年 4 月 28 日)※迎賓館からの出席者はなし

<結論>(別紙2参照)

「公共サービス改革小委員会(令和 3 年 3 月 19 日開催)」の報告のとおりとする。

・今後も引き続き内閣府の検討状況をフォローしていくこととし、検討結果については約 1 年後を目途に、内閣府より事務局に報告することを予定

**(4) 今後、検討会議の場でご検討いただきたい事項**

- ①「京都迎賓館庭園保全管理業務」の契約金額や出来高払いの額が他者と比較して妥当なのかを客観的に評価する仕組みについて
- ② 作業に関わる者の後継者の育成、技能継承について
- ③ 契約形態について

**【参考資料】**

別紙1 … (総務省での)今後のスケジュール(案)等

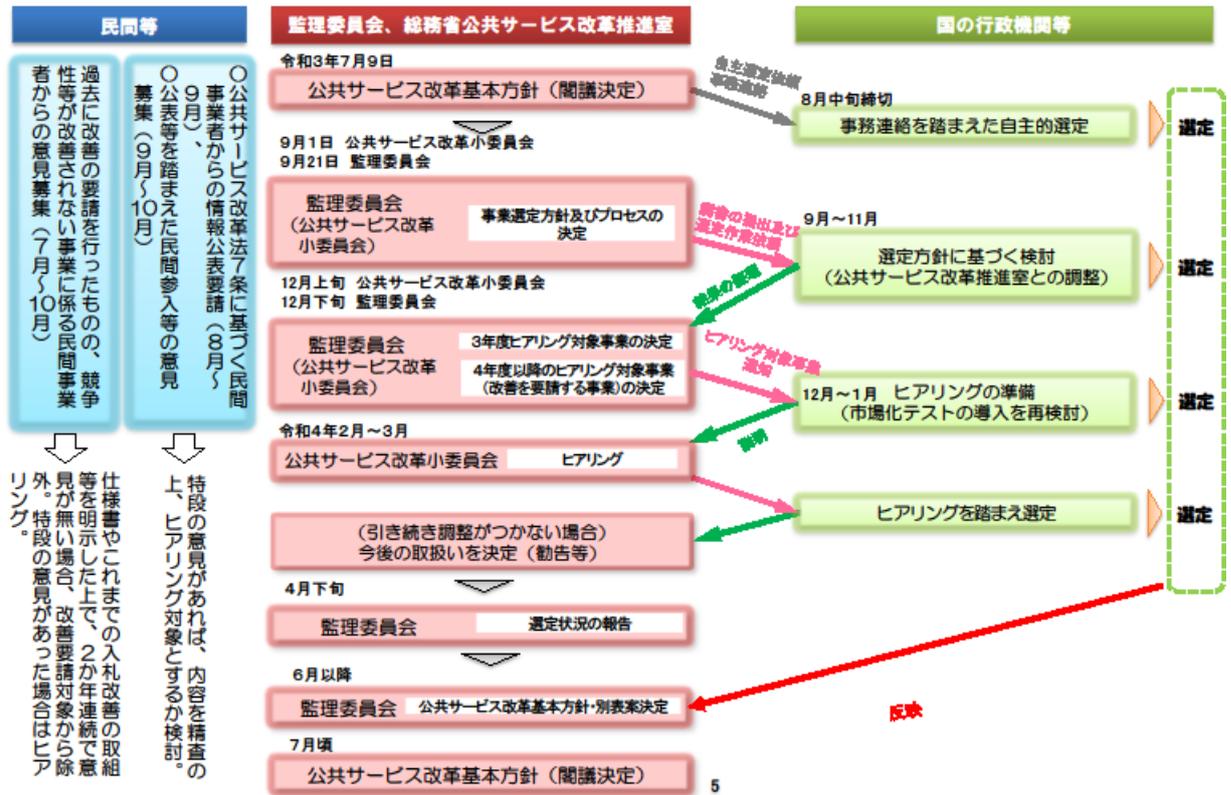
別紙2 … 第21回公共サービス改革小委員会における審議の結果報告

## 今後のスケジュール（案）

令和3年	
9月21日(火)	選定方針及びプロセスに基づき、各府省等に対し、様式作成等の依頼
10月8日(金)	様式等資料を各府省等から総務省に提出
10月15日(金)	総務省において提出資料を確認の上、必要に応じて各府省等へ個別に質問 ※1回で確認できない場合は2回
11月2日(火)	質問の回答を各府省等から総務省に提出
11月8日(月)	総務省から最終的な質問を送付（最終） ※確認作業が完了したものから送付
11月10日(水)	質問の回答を各府省等から総務省に提出（最終）
11月中旬～ 12月中旬	調整結果を公共サービス改革小委員会・監理委員会へ報告、ヒアリング対象候補事業等について審議  監理委員会後、ヒアリング対象事業、改善要請事業等について各省に通知
12月中旬～	公共サービス改革小委員会ヒアリング準備
令和4年	
1月下旬～	公共サービス改革小委員会ヒアリング ※説明者は実施府省等の指定職クラス
4月	監理委員会に令和3年度選定結果を報告
5月～6月	基本方針別表案について各省協議
7月上旬目途	法に基づく入札の対象事業として基本方針別表に記載（閣議決定）

令和3年度 事業選定プロセス(案)

(別図)



## 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)抜粋

### (公共サービス改革基本方針)

**第七条** 総務大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

**2** 公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置(特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。)についての計画(次号に掲げるものを除く。)

四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「官民競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「民間競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

**3** 総務大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。

**4** 総務大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

**5** 総務大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。

**6** 総務大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会(第三十七条に規定する官民競争入札等監理委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。)の議を経なければならない。

- 7 総務大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 8 総務大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。
- 10 総務大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない

## 公共サービス改革基本方針(令和3年7月閣議決定)抜粋

### 第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

#### 第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置

##### 1 対象公共サービスの選定

##### (3) 本年度の事業選定の方針

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス
- ③ 国の行政機関等の関与(国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等)を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの
- ④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの
- ⑤ これまでに選定した対象公共サービスのうち、法に基づく入札を実施し、民間事業者の創意と工夫を反映することにより、質の維持向上及び経費の削減が図られた分野についての範囲拡大
- ⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス

## 第 21 回公共サービス改革小委員会における審議の結果報告 (京都迎賓館庭園保全管理業務) 公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリングについて

第 259 回官民競争入札等監理委員会（令和 2 年 12 月 4 日）において、公共サービス改革法の対象事業の選定状況について審議した結果、ヒアリングを実施することとされた「京都迎賓館庭園保全管理業務」（内閣府）について、第 21 回公共サービス改革小委員会（令和 3 年 3 月 19 日）においてヒアリングを行った。概要は以下のとおりである。

### 1. ヒアリングの内容等

今回のヒアリングは、2 回目のヒアリングとなるところ（第 1 回目のヒアリングは第 61 回施設・研修等分科会にて実施（平成 30 年 3 月 5 日）、内閣府から、前回ヒアリング以降、新たに京都迎賓館に設置した第三者委員会「京都迎賓館の保全等における伝統的技術活用検討会議（以下、検討会議）」での議論の内容、議論を踏まえた迎賓館の対応について説明があった。ただ、作業者の技術継承や育成を含めた今後の庭園保全管理のあり方等については、今後も継続して議論していくこととされた。

内閣府からは、京都迎賓館の庭園は、あらかじめ仕様書等に詳細に明記することは困難であり、市場化テストのスキームにはなじまないことから、市場化テストの実施は見送ることとしたい、旨の発言があった。これを受けて、委員から以下のような質問・意見があった。

#### 【委員からの主な意見等】

- ① 改革小委員会の資料として提出された、現在事業を担当している 4 業者以外への業者へのヒアリング結果「4 業者以外の業者からのヒアリング（概要）」について、ヒアリング対象となった業者の選定基準、受注元である京都市都市緑化協会に所属している業者か否か、緑化協会に所属していない複数の業者へのヒアリングは可能か。
- ② 契約金額以外に出来高払いがあるとのことだが、出来高払いの項目及び支払額について教えて頂きたい。
- ③ 議論の透明性の確保、他の業者への事業内容の公開のためにも、検討会議のメンバー、議事録等についてホームページに掲載してはどうか。
- ④ 庭園会議は庭園の保全育成や庭園全体の景観の在り方等について検討する会議であるが、構成メンバーは、棟梁を含む作庭者、発注者、受注者となっており、当事者が集まっている会議である。この会議を第三者的な会議と位置づけるのは厳しいのではないか、庭園の客観的な評価ができるのか。改めて庭園会議の位置づけについて見直したほうがいいのではないか。また庭園会議を発注者支援的な形態とすることも考えられるのではないか。

- ⑤ 作業者の後継者の育成、技能継承についてであるが、業者間の人事交流等を通じて、現行の業者以外が棟梁の意向を汲むことができるのではないかと。
- ⑥ 庭園会議と検討会議、両方の委員を兼ねている委員もいるが、このような形態において、公正性や透明性をどのように担保しているのか。
- ⑦ 随意契約の場合であっても、契約金額や出来高払いの額が他者と比較して妥当なのかどうかを客観的に評価する仕組みが必要になるのではないかと。
- ⑧ 契約形態について、最終的に随契という形になるとしても、もう少し踏み込んだ取組みを実施し、公募随契であるとか、あるいは公募プロポーザルといった契約の仕方も検討する必要があるのではないかと。現状のままだと、どうしても内輪だけで決定されている印象がもたれる。

(内閣府にて検討した上記①～④の結果については、別添参照。)

## 2. ヒアリングを受けた事業主体の対応

審議の中で、内閣府より以下の趣旨の発言があった。

- 事業者間の人事交流等を通じた技能の伝承等について、作業者の後継者の育成の観点からも今後そういった形態についても検討し、検討会議の場で議論していきたい。
- 庭園会議は、作庭の意図がきちんと庭園管理に反映されているかどうかを評価する会議であり、そのために発注者、受注者、作庭者から構成されている。庭園会議の実態は作庭者にあり、発注者と受注者は意思決定に参加しているわけではなく、作庭者の意見に従うオブザーバー的な立場で参加している。(※改革小委員会後、内閣府にて検討した結果、この点を明確にすること及び上記指摘事項④への対応として、後述の京都迎賓館庭園会議開催要領(令和3年4月7日付)をもって庭園会議の構成員を作庭者4名とした。)  
 また、庭園会議と検討会議の両方の会議の委員を兼ねている委員もいるが、検討会議は、庭園だけではなく、色々な伝統技能を議論して頂く場であり、プロがいないと難しい面があるので、専門の方に入って頂いていると整理している。
- 庭の手入れをする際に、作庭者の意図がしっかり表現されている必要があるため、現在は4業者に限定して行っているが、将来的に作庭者の意図をくんで手入れができるような業者が育ってくれば、公募なりの形を取ることは可能かもしれないが、現時点では難しい。そういう点も含め、今後検討会議の場で議論していきたい。

### 3. 結論

内閣府において、引き続き検討会議等の場で、作業者の技術の継承や育成を含めた庭園保全管理のあり方について検討するとともに、委員会で委員より示された指摘を踏まえて、会議の位置づけや契約形態等について再考することで、現行の業者以外の業者が参入できる仕組みを、より踏み込んで検討していくこととなった。このため、今後も引き続き内閣府の検討状況をフォローしていくこととし、検討結果（上記指摘事項⑤～⑧）については、約1年後を目途に内閣府より事務局に報告して頂くことを予定している。

(別添)

## 第 21 回公共サービス改革小委員会指摘事項への回答 (京都迎賓館庭園保全管理業務)

1. 改革小委員会の資料として提出された、現在事業を担当している 4 業者以外の業者へのヒアリング結果「4 業者以外の業者からのヒアリング (概要)」について。

(1-1) ヒアリング対象とされた業者の選定基準は何か。

(答) 日本庭園の有識者 (学識経験者) に、京都の寺社などの有名庭園の保全管理を行っている造園業者で、現在京都迎賓館の庭園保全管理を行っている 4 業者と規模に近い、かつ江戸時代創業など歴史のある業者を 2 社、比較的歴史が浅く規模も小さい業者 2 社をご紹介いただき、ご協力いただきました。

(1-2) ヒアリング対象となった業者は、京都迎賓館庭園保全管理業務の受注元である「京都市都市緑化協会」に所属している 80 社の中に含まれているか。

(答) 中～大規模業者 1 社、小～中規模業者 1 社、小規模業者 1 社は、京都市都市緑化協会に協力している 80 社に含まれていますが、小規模業者のうち 1 社は協力会社ではありません。

(1-3) 京都市都市緑化協会に所属していない業者へのヒアリングは可能か。

(答) 京都市都市緑化協会に協力している造園業者以外となると、小規模な事業者が多いようですが、協力会社以外の事業者 (京都市内の事業者が少ない場合は、近畿圏の事業者にも拡大する。) にヒアリングができるよう、有識者にも相談して検討いたします。

(京都迎賓館の庭園保全管理を行っている 4 業者は、小～中規模事業者)

2. 契約金額以外に出来高払いがあるとのことだが、出来高払いの項目及び支払額についてご教示ください。

(答) 以下の表を参照ください。

京都迎賓館 庭園保全管理業務決算額

(単位:円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
総価契約分	59,940,000	66,636,000	54,108,000	46,652,000	47,080,000
単価契約分	—	—	10,464,355	15,400,819	12,955,794
一般公開時期の庭園清掃	—	—	5,023,890	5,384,250	4,339,152
藻・水苔等清掃	—	—	0	3,754,235	2,915,946
池表面落葉・浮藻等清掃	—	—	5,440,465	6,186,053	5,567,122
池藻抑制剤散布	—	—	0	76,281	133,574
合計	59,940,000	66,636,000	64,572,355	62,052,819	60,035,794

※平成 28、29 年度は総価契約のみ。

平成 28 年 7 月の通年で一般公開開始にともない、平成 30 年度から接遇及び一般公開の日数や池の状況により作業回数が変更になる業務については単価契約とし、作業の実績による支払いとした。

3. 議論の透明性の確保、他の業者への事業内容の公開のためにも、検討会議のメンバー、議事録等についてホームページに掲載してはどうか。

(答) 「京都迎賓館の保全等における伝統的技術活用検討会議（以下「検討会議」）のメンバー及び議事要旨については、公開を検討します。

4. 庭園会議は庭園の保全育成や庭園全体の景観の在り方等について検討する会議であるが、構成メンバーは、棟梁を含む作庭者、発注者、受注者となっており、当事者が集まっている会議である。この会議を第三者的な会議と位置づけるのは厳しいのではないかと、庭園の客観的な評価ができるのか。改めて庭園会議の位置づけについて見直したほうがいいのではないかと。また庭園会議を発注者支援的な形態とすることも考えられるのではないかと。

(答) 当初の庭園会議は、作庭者が京都迎賓館の庭園をどのように育成管理していくかを

検討するものであり、その結果を踏まえ発注者が庭園管理の指示をすることになっていました。そのため、受注者も作庭者の意向の理解を促進するため庭園会議の構成員となっていたものであります。

今回の京都迎賓館が直轄で運営を機に、庭園会議の構成員は、作庭者である設計者（建築）、設計者（庭園）、監修者（学識経験者）、棟梁（佐野藤右衛門氏）の4名とし、受託者（緑化協会及び作業員）はオブザーバーとして出席する方法に変更しました。（別紙「開催要領」参照）

## 京都迎賓館庭園会議開催要領

〔 令和 3 年 4 月 7 日 〕  
〔 内閣府迎賓館長決定 〕

### 1 目的

京都迎賓館の庭園の保全育成及び庭園全体の景観の在り方等について、中・長期的な検討並びに庭園保全管理の作業に当たる者への助言及び指導をするため、京都迎賓館庭園会議(以下「庭園会議」という。)を開催することとする。

### 2 構成

庭園会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

### 3 庶務

庭園会議の庶務は、迎賓館京都事務所において処理する。

### 4 その他

本要領に定めるもののほか、庭園会議の運営に必要な事項は、委員と迎賓館長とが協議して定める。

「京都迎賓館庭園会議」委員名簿

○委 員

尼 崎 博 正【日本庭園】（京都芸術大学教授、日本庭園・歴史遺産研究センター名誉所長）

佐 藤 義 信【設計者(建築)】（元日建設計設計責任者）

佐 野 藤右衛門【棟梁】（棟梁(作庭時)）

三 谷 康 彦【設計者(庭園)】（元日建設計庭園設計者）